

され、住宅に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられたこと、並びに指定数量未滿の危険物及び指定可燃物等の取扱いについて、貯蔵又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を定めることに伴い、所要の改正をするものです。

(全員賛成)

非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されたため、所要の改正をするものです。

(全員賛成)

規約の変更

中央広域行政推進協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

中央広域行政推進協議会から吹上町及び川里町を脱退させ、同協議会の規約を変更するものです。

(全員賛成)

彩の国さいたまづくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

岩槻市がさいたま市に編入し、秩父市、吉田町、大滝村及び荒川村で秩父市を設置したことに伴い同広域連合を組織する公共団体の数が減少していることについて、地方自治法第291条の3第1項の規定による協議をするに当たり、地方自治法第291条の11の規定により議決を求めるものです。

(全員賛成)

工事請負契約

(仮称)小針北小学校 体育館棟建築工事

(場所)上尾都市計画伊奈

特定土地区画整理事業地内103街区1画地
(請負業者)三ツ和総合建設業協同組合
(金額)2億9千610万円

(全員賛成)

人事

監査委員の選任について

平田義雄議員から監査委員の辞任届が提出されたため、町長から改めて山本重幸議員を監査委員に推薦したいとの議案が提出され、同意されました。

(賛成多数)

意見書を提出

(北部土地区画整理計画変更に対する意見書)

伊奈特定土地区画整理事業実施計画(変更による公園の一部を保留地処分とする計画)を当初計画どおり実施することを求める意見書

常日頃より、伊奈特定土地区画整理事業推進に鋭意努力されていますことに深く感謝を申し上げます。

さて、過日の伊奈町議会6月定例会(6月7日開会)の全員協議会において、埼玉県伊奈新都市建設事務所長より、現在の進捗状況、期間延長、公園を一部保留地処分にするという内容の説明を受けましたが、その変更内容は当町のまちづくりに重大な影響を及ぼすものであります。

事業執行から18年の歳月のなかで実施計画の変更はやむを得ないものもあると理解しているところですが、近隣公園を一部変更し、保留地処分するということは、とうてい考えられない見直しであります。今まで計画当初から理解し、協力してきた地権者の皆様、また、町が進めている(仮)小針北小学校(開校18年4月予定)北保育所の建設地の隣接地としての環境、防災拠点としての位置づけなど地域住民の快適な生活環境の保持など考え、町では当初から良好な環境の近隣公園として町づくりを進めてきたところであります。

よって、近隣公園23,000㎡の一部を保留地処分することに反対し、当初計画どおり執行されるよう強く要望致します。

提出者 伊奈町議会議長 鈴木 明
平成17年6月21日

提出先

- 埼玉県知事
- 埼玉県都市整備部長
- 埼玉県市街地整備課長
- 埼玉県伊奈新都市建設事務所長

原文掲載